

広島県告示第六百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地		変更年月日
	新	旧	
訪問看護ステーション みのり	東広島市八本松南一丁目 一四番一〇号	東広島市八本松南一丁目 一四番	令和二年四月一 日
ふれあい訪問看護ス テーション西条	東広島市西条町寺家七四 二九番地三	東広島市西条町寺家七四 三二番地の一	令和五年二月一 日
訪問看護ステーション いつくしま	廿日市市大野二九九番地 一	廿日市市阿品台山の手二 番地一〇 中山ビル一階 一〇四号室	令和四年九月一 日
訪問看護ステーション エンゼル	庄原市上原町六八一〇番 地一	庄原市上原町一八一〇番 地一	令和七年四月一 日